

議案第二十号

港区監査委員条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区監査委員条例の一部を改正する条例

港区監査委員条例（昭和三十九年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（監査基準の公表の方法）

第二条の二 法第九十八条の四第三項（同条第四項の規定により準用する場合を含む。）の

規定による監査基準の公表は、港区公報に登載して行うものとする。

第三条の見出し中「、審査」を「及び審査」に改め、同条第三項本文中「第二百四十二条第

四項」を「第二百四十二条第一項」に、「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の

二の二第三項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第

四項中「基づく決算、証書類の審査」を「より決算及び同条第一項の書類が審査に付されたと

き」に、「基づく基金に関する書類の」を「より基金の運用の状況を示す書類が」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第一百五十条第五項の規定により同条第四項の報告書が審査に付されたときは、監査委員は、速やかに審査に着手するものとする。

第四条第二項中「又は検査」を「若しくは検査」に改め、「とき」の下に「又は監査の結果に関する報告の決定について各監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項があるとき」を加え、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」を「前各項（第三項を除く。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は」を「若しくは」に、「措置を講じた旨の」を「講じた措置の内容に係る通知を受けたとき又は勧告に基づき講じた措置の内容に係る」に、「通知に係る事項」を「措置の内容」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項について、必要な措置を講ずべきことを勧告したときは、監査委員は、当該勧告の内容を速やかに公表するものとする。

第四条の二第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による公表は、港区公報に登載して行うものとする。

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の施行による地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部改正を踏まえた区の内部統制制度の導入及び監査制度の充実強化に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。